

商工会だより

～VOL.39～ 平成30年5月発行

隠岐の島町商工会

TEL:2-1157・FAX:2-5984

都万支所 TEL:6-2074・FAX:6-2001



5/12 しげさパレードに参加

商工会のホームページ <http://oki.shoko-shimane.or.jp/>

隠岐の島町商工会

検索



隠岐の島町商工会

Iki Shoko Shimane

商工会会員数:605名
(平成30年5月現在)

商工会青年部

4月25日(水)青年部通常総会を開催しました。平成29年度事業報告及び平成30年度事業計画のすべての議案承認されました。総会終了後に出席者で懇親会をおこない、5名のサポーター部員が卒業されるため、卒業記念品の贈呈をおこないました。また、本年度は交流活動を通じた「新たな気付き」をテーマとして若手後継者としての資質向上を目指し、部員一同力をあわせ頑張りますので、よろしくお願いいたします。

商工会女性部

4月22日(日)女性部通常総会を開催しました。平成29年度事業報告及び平成30年度事業計画の承認。また規約の改正では、新たに相談役を設置することが決定されました。今年度は任期満了に伴う役員改選があり、部長の門脇洋子氏が退任され、新たに谷村千恵子氏が就任されました。新役員は次のとおりです。



齋藤事務局長の祝辞



総会後の懇親会

役員任期は平成30年4月23日から平成33年度の通常総会日までです。6月には隠岐ブロック合同研修会、来年は商工会女性部全国大会が松江市で開催される等、大きな事業があります。部員一同、力を併せて頑張りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

- | | | |
|------|-------|----------------|
| 部長 | 谷村千恵子 | (株)隠岐ガス |
| 副部長 | 山本眞知子 | (有)山本 |
| 副部長 | 石川昭美 | (有)あずま家具住建センター |
| 常任委員 | 吉岡陽子 | 家具のヨシオカ |
| 常任委員 | 篠原カズ子 | 志の家 |
| 常任委員 | 砂川末子 | 民宿 砂川 |
| 常任委員 | 濱中邦子 | 濱中司法書士事務所 |
| 常任委員 | 勝部芳子 | 勝部表装(有) |
| 常任委員 | 池田秀子 | 池田海産物 |
| 常任委員 | 柳原恵美子 | 柳原建築 |
| 常任委員 | 高宮妙子 | (有)高宮酒本店 |
| 常任委員 | 池田ちどり | 井出脇工務店 |
| 常任委員 | 岡田美代子 | 秀月堂 |
| 常任委員 | 谷本久美 | (有)面谷商店 |
| 監査委員 | 門脇洋子 | 門脇食品店 |
| 監査委員 | 大田有子 | 中町おた |
- 以上役員16名

職員の紹介について (地域振興推進員)

5月1日より、地域振興推進員として、着任しました和田進(わだすすむ)と申します。商工会の業務に携わるのは、今回が初めてのことになります。私は、西郷で生まれ育ち、これまで西郷の地で仕事をしていたのでした。

この2年ほどは、松江で不動産関係の仕事をしておりましたが、この度、縁あって隠岐の島町商工会で業務にあたることとなりました。

まだ手探りの状態ではありますが、微力ながら商工業者の皆様の手足となれるよう尽力して参りたいと思っております。何卒ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。



平成30年度企業支援施策説明会・相談会（お知らせ）

島根県商工労働部では、毎年、企業への支援施策をまとめた「企業支援施策ガイドブック」を作成し、これを基に、県等の主な支援施策について、説明会並びに相談会を関係機関と連携して開催しています。

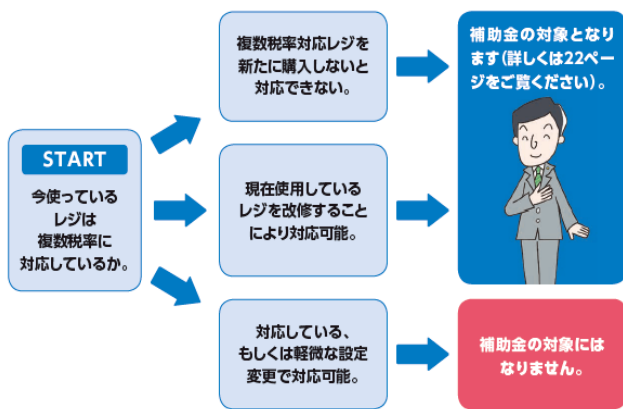
日時：6月18日（月）午後1時15分から
会場：隠岐合同庁舎（港町・隠岐支庁）
説明機関・団体名

- 【国】 島根労働局
- 【島根県】 島根県商工政策課ほか
- 【団体】 （一社）島根県経営者協会・（公社）しまね産業振興財団
（独立法人）高齢・障害・求職者雇用支援機構

詳細・参加申込みについては、島根県商工政策課ホームページに掲載する最新情報をご覧ください。

■複数税率対応レジの導入等に補助金が受けられる場合があります。

複数税率対応レジを新たに購入する場合や改修によって対応する場合は、補助金制度の活用を検討しましょう。



平成31年10月から消費税の軽減税率制度が実施されます。

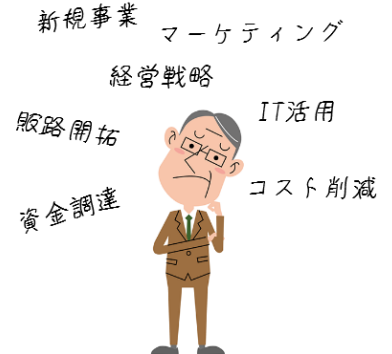


「酒類・外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」を対象に消費税の「軽減税率制度」が平成31年10月から実施されることになりました。

中小企業の経営課題の解決に 専門家を派遣します！

隠岐の島町商工会は、国・県の専門家派遣制度を活用して、無料（回数等に制限があります）で専門家を派遣しています。この制度は、小規模事業者や中小企業の経営に関わる様々な専門家が解決の第一歩に向け、直接事務所を訪問してお手伝いをするものです。

詳しくは、隠岐の島町商工会へ
（電話：2-1157）



退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増すするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

